

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 枚方市子育て支援事業運営者選定審査会 (広場さぷり及び枚方市ファミリーサポートセンター)
開 催 日 時	平成30年11月5日(月) 午後7時00分から午後8時45分まで
開 催 場 所	市役所別館4階 第2委員会室
出 席 者	会 長：富岡委員 副会長：石田委員 委 員：駕田委員、板床委員、坂口委員
欠 席 者	なし
案 件 名	1. 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集要項(案)について 2. 枚方市子育て支援事業運営者選定審査会選考基準(案)と選考方法について
提出された資料等の名 称	資 料1 地域子育て支援拠点「広場さぷり」及び「枚方市ファミリーサポートセンター」事業運営法人の選定について(諮問)(写) 資 料2 次第 資 料3 枚方市子育て支援事業運営者選定審査会(広場さぷり及び枚方市ファミリーサポートセンター)委員配席表 資 料4 枚方市子育て支援事業運営者船体審査会(広場さぷり及び枚方市ファミリーサポートセンター)委員名簿 資 料5 広場さぷり及び枚方市ファミリーサポートセンターについて 資 料6 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集要項(案) 資 料7 枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて(案)(関係書類一式) 資 料8 枚方市子育て支援事業運営者選定審査会選定基準(案) 資 料9 選定審査の手順について(案) 資 料10 今後のスケジュール(案) 参考資料1 枚方市附属機関条例(枚方市子育て支援事業運営者選定審査会) 参考資料2 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程解釈・運用基準 参考資料3 枚方市情報公開条例 参考資料4 枚方市地域子育て支援拠点事業実施要項 参考資料5 枚方市ファミリーサポートセンター要領
決 定 事 項	広場さぷり及び枚方市ファミリーサポートセンターの運営法人選定に関して、募集要項(案)及び選定基準、選定方法について確認した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	案件1は公開。 案件2は枚方市情報公開条例第5条第1項第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議を行うため非公開。

会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	なし
所管部署 (事務局)	子ども青少年部 子育て事業課
審議内容	
<p>【事務局】</p> <p>それでは、ただいまから、枚方市子育て支援事業運営者選定審査会を開会いたします。</p> <p>本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、御出席を賜り厚く御礼申し上げます。この審査会の会長が決まるまでの間、司会をさせていただきます、子ども青少年部の菊地と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>初めに、本委員会の委員の出席状況でございますが、ただいまの出席委員は5名です。全委員数の2分の1以上の出席をいただいておりますので、本審査会が成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>なお、後ほど会議録につきましては御審議いただきますが、会議内容の正確性を期すため、補助的に会議を録音させていただきたいと思っておりますので、御了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開会にあたりまして、長沢副市長より御挨拶申し上げます。</p> <p>【長沢副市長】</p> <p>副市長の長沢でございます。委員の皆様におかれましては、何かと御多用の中、本選定審査会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>本市では、「子育てをするなら枚方市」と思っていただけのように、妊娠・出産から子育て期まで、切れ目のない子育て支援策に取り組んでおり、とりわけ、保育所等の待機児童対策につきましては、いわゆる潜在的な待機児童も含めました通年での待機児解消に向け、公共施設を活用した小規模保育事業の実施など、様々な施策に取り組んでおります。</p> <p>一方で、核家族化の進行等によりまして、子育てに関する不安や負担を感じる保護者が増加していることが課題として指摘をされており、地域の子育て支援が担う役割は、ますます重要になってきていると考えております。</p> <p>今回、皆様に運営法人の選定を御審議いただきます、広場さぷりを含めた地域子育て支援拠点事業や、ファミリーサポートセンター事業につきましては、本市の地域子育て支援施策における中心的な役割を担う事業でございますが、当該施設につきましては、現在の委託期間が今年度末で満了することから、来年度以降につきましても、民間がもつ特性やノウハウを活かした効果的な事業運営を継続したいと考えております。</p> <p>皆様には、募集要項の内容をはじめ、書類審査、プレゼンテーションによる法人選考作業など、大変御苦労をおかけいたしますが、厳正なる審査をお願い申し上げます。簡単ではございますが開会の挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>【事務局】</p> <p>続きまして、本審査会についての御説明を申し上げます。これより着座にて失礼いたします。</p>	

それでは、お手元の資料の参考資料1でございます。ピンクのふせんをつけさせていただいている部分をご覧くださいませでしょうか。資料6ページ目となっております。下から3段目に網掛けをしておりますが、そちらに本審査会の記載がございます。

左から審査会の名称、担当事務、委員定数、委員構成、委嘱期間の順に規定をしております。本審査会の担当事務は、「本市が行う地域子育て支援拠点事業、もしくは、ファミリーサポートセンター事業の運営又は本市が指定する施設における保育所分園、もしくは、小規模保育事業の運営をする者の選定に関する審査」と規定されております。今回の審査会では、サブリ村野において行う、地域子育て支援拠点事業及びファミリーサポートセンター事業の運営をする者の選定をお願いするものでございます。

続きまして、本審査会の委員の皆様を御紹介させていただきます。

資料4をご覧くださいませでしょうか。横向きの委員名簿となっております。

(委員紹介)

【事務局】

本審査会は以上の委員の方々に構成をされます。各委員の皆様のお手元に市長からの委嘱状を配付しておりますので、御確認ください。任期は、本日から答申をいただくまでとなります。任期期間中、委員の皆様におかれましては、身分上は、地方公務員法に規定する特別職の非常勤職員となります。また、委員には守秘義務が課せられておりますので、本審査会で知り得た秘密につきましても、外部に漏らすことのないよう御注意願います。本審査会の庶務につきましても、枚方市子ども青少年部子育て事業課が担当いたします。

それでは、事務局の職員の紹介をさせていただきます。

(事務局紹介)

【事務局】

続きまして、資料の確認をさせていただきます。一番上に資料の一覧の表紙がございます。めくっていただきますと、資料2がございます。資料1につきましては、後ほど御説明させていただきます。資料2といたしまして、「枚方市子育て支援事業運営者選定審査会次第」でございます。次に資料3、「委員の配席表」でございます。次に、資料4、「委員名簿」でございます。次に、資料5、「広場さぷり及び枚方市ファミリーサポートセンターについて」でございます。次に、資料6、「枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集要項(案)」でございます。次に、資料7、「枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて(案)」でございます。次に、資料8、「広場さぷり及び枚方市ファミリーサポートセンター選定基準(案)」でございます。次に、資料9、「選考審査の手順について(案)」でございます。次に、資料10、「今後のスケジュール(案)」でございます。

続きまして、参考資料を御説明いたします。参考資料1といたしまして、「枚方市附属機関条例」でございます。次に、参考資料2、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程の解釈・運用基準」でございます。続きまして、参考資料3、「枚方市情報公開条例」でございます。次に、参考資料4、「枚方市地域子育て支援拠点実施要綱」でございます。最後に、資料5「枚方市ファミリーサポートセンター要領」でございます。過不足等はございませんでしょうか。

それでは、次第に基づきまして進めさせていただきます。次第5の会長の選出に移らせていただきます。参考資料1「枚方市附属機関条例」をご覧ください。

第4条の規定によりまして、会長を置くこととし、会長は、委員の互選により定めることとしております。これより、会長選出に移りたいと思います。会長選出につきまして、何か御意見はございますでしょうか。

会長につきましては、互選といいましても、初対面の方もいらっしゃるかと思います。なかなか難しいかと思っておりますので、もしよろしければ、事務局から案をお示しさせていただいて御検討をいただくことも可能でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【事務局】

ありがとうございます。それでは、事務局案といたしまして、これまでも本市の各委員会、審査会で御尽力をいただいております富岡委員にお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【事務局】

それでは、富岡委員に会長をお願いいたします。続きまして、長沢副市長から審査会への諮問をさせていただきます。恐れ入りますが、富岡会長、その場でお立ち願います。

【長沢副市長】

地域子育て支援拠点「広場さぷり」及び「枚方市ファミリーサポートセンター」事業運営法人の選定について諮問をいたします。地域子育て支援拠点「広場さぷり」及び「枚方市ファミリーサポートセンター」事業について、平成31年4月からの運営を委託する法人を選定するため、枚方市附属機関条例第1条第2項の規定に基づき、貴審査会に諮問をいたします。平成30年11月5日、枚方市長伏見隆。

【事務局】

ただいま、諮問書を会長にお渡しいたしました。諮問書につきましては、皆様のお手元に資料1として写しをお配りしておりますのでご覧ください。なお、大変恐縮ではございますが、長沢副市長は、ここで退席させていただきます。

【長沢副市長】

どうぞ、よろしく願いいたします。

【事務局】

それでは、以後の進行につきましては、富岡会長にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

【会長】

会長の御指名をいただきました富岡でございます。よろしく願いいたします。

ただいま、長沢副市長から諮問をお受けいたしました。しっかりと会議の運営を進めていきたいと思

ますので、委員の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。

それでは、審議を進めてまいります。

まず、附属機関条例第4条には、会長が会議の出席に支障を来した場合を想定し、あらかじめ職務を代理する副会長を置くことが規定されており、同条第2項で会長が必要と認める場合は、会長が指名できることとなっております。私が会議に出席できない場合の代理として、副会長に石田委員を指名したいと思いますが、御異議はないでしょうか。

(「異議なし」の声)

【会長】

御異議がないようですので、副会長は石田委員をお願いいたします。よろしく願いいたします。

それでは、会議を進めていきます。

まず、本会議につきましては、公開とするか、非公開とするのか。公開の場合には会議の傍聴を認めるということになりますが、この点について、確認をしていきたいと思っております。

それでは、公開・非公開について、事務局の御説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、参考資料の2「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程解釈・運用基準」をご覧ください。

3ページの第3条でございますけれども、審議会等の会議につきましては原則公開することとしておりますが、同条ただし書きで、(1)から(3)号に該当する場合は、非公開とすることができるとしております。

次に、参考資料3、「枚方市情報公開条例」をご覧ください。

2ページの中ほどの第5条第1項ですが、公開請求があったときは、次の第1号から第7号まで列挙しております「非公開情報」が含まれる場合を除き、公開しなければならないと規定されております。

これらの中で、本会議では資料3ページになりますが、第3号の法人等に関する情報といたしまして、法人内部の経理、人事等の内部管理に関する情報を取り扱います。

また、第6号の審議、検討または協議に関する情報といたしまして、例えば、具体の法人選考基準を定める場合であるとか、法人選考を書類審査及びプレゼンテーションで行う場合は、これらの事由に該当すると考えております。

加えて、第7号の事務または事業に関する情報といたしまして、先ほどと同じく、具体の法人選定基準を定める場合などが該当するものと考えられます。

そのため、まず、案件①の法人の公募に係る募集要項について審議を行っていただくものでございますが、これにつきましては、先ほどの非公開事由には該当しないものと考えております。

次に、案件の②の選考基準と選考方法につきましては、先ほどの非公開とする事由に該当するため、非公開とすることが適当と考えております。

【会長】

ありがとうございました。ただいま、事務局から御説明がありましたが、行政の審議会や協議会などは情報公開制度の趣旨から、基本的に公開が望ましいと思っておりますが、選考手続を進めていく上で、公平性の観点などから非公開とすることが必要になる事案もございます。

そのため、案件①の運営法人募集要項についての審議は公開として、案件②の選定審査会選定基準と選定方法についての審議については、非公開とするのが妥当かと考えますが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【会長】

それでは、皆様方の御賛成をいただきまして、本会議は案件①を公開、それから、案件②を非公開としたいと思います。

それでは、続きまして、本会議の会議録について、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】

再度になりますが、参考資料の2、「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程解釈・運用基準」を御覧ください。

資料の8ページ第6条でございますが、会議の公開・非公開にかかわらず会議録を作成することを定めております。また、同条第3項に会議の名称等、会議録に記載する事項を定め、第4項に発言者、発言内容を明確にして記録することとされておりますので、各会議の終了後に事務局で会議録を作成いたしまして、委員の皆様のお確認をいただいた上で、会議録とさせていただきますと考えております。

ただし、発言者の記載につきましては、今回のような利害関係の発生する審議内容では、全ての発言者名を公表すると、活発な意見交換に支障を来す恐れがあると考えられることから、会長、委員といった記載によることも可能であると考えております。

次に、資料の11ページを御覧ください。

第7条の会議録の公表についてでございますが、会議録は原則、公表となります。ただし、先ほど会議の公開のところでお説明いたしました、第3条第1項の非公開事由に該当する会議の会議録につきましては、非公開とできることが定められております。ただし、情報公開制度の趣旨に鑑みますと、可能な限り公開すべきものであると考えておりますので、本審議会の答申を受けまして、事業者の決定後に公表するという取り扱いとしてはどうかと考えておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

【会長】

ただいま、御説明がありましたとおり、会議後に会議録を作成するということとなります。委員名、発言内容等を事務局で会議録案として作成し、各委員の確認を得た上で作成するということとなります。

また、より活発な意見交換を行うために、委員名については会長、委員と記載することとし、会議録につきましては、事業者の決定後に公表することが適当と考えますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【会長】

ありがとうございます。では、そのように進めてまいりたいと思います。

次に、本日の資料の取り扱いについて確認したいと思いますので、御説明をお願いいたします。

【事務局】

先ほど、御確認いただきました会議資料の中で、資料6「枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集要項（案）」及び資料7「枚方市地域子育て支援拠点等運営法人応募に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（案）」、資料8「枚方市子育て支援事業運営者選定審査会選定基準（案）」、資料9「選考審査の手順について（案）」、資料10「今後のスケジュール（案）」につきましては、これから募集要項や審査基準の考え方を御審議いただくにあたり、法人募集を開始するまで、事前に決定前の情報が出ることについて、公平性の観点から支障があると考えますので、これらの資料につきましては、会議終了後、次の会議まで事務局のほうでお預かりさせていただきたいと考えております。

それ以外の資料につきましては、お持ち帰りいただいても支障はございませんけれども、次の会議にまたお持ちいただくというお手間もごございますので、資料につきましては、事務局のほうで、委員ごとにバインダーにとじさせていただきまして、次回会議開催まで保管させていただきたいと考えております。よろしくお願いたします。

【会長】

ありがとうございます。ただいま、御説明がありましたとおり、資料は会議終了後、次回会議まで事務局でファイルにとじて預かるということになりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

【会長】

ありがとうございます。では、そのようにバインダーにとじて保管していただくということになります。次に、2回目以降の会議の公開・非公開について確認したいと思っておりますので、御説明をお願いいたします。

【事務局】

今後の会議の案件につきましては、法人選考に大きく影響を及ぼす内容であり、意思形成過程にあたることから、冒頭に御説明させていただきました、会議の公開・非公開の際に御説明させていただきましたように、次回以降の会議につきましては非公開でお願いいたします。

また、議事録や資料につきましては、答申後に公開いたしますけれども、会議の概要につきましては、各会議終了後、随時ホームページに掲載したいと考えております。

そこで、一点御確認をお願いしたいことがございます。委員名簿の取り扱いについてでございますが、原則公開することとなっておりますが、委員名を公開することで、審議への影響や活発な意見交換に支障が出る場合は、非公開としている例もございます。本審議会の委員名簿につきましても、活発な御審議をお願いする観点から、当面、非公開とさせていただきまして、事業者決定後に公開とすることが適当ではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。よろしくお願いたします。

【会長】

ただいま、御説明がありましたとおり、次回以降の会議について、非公開とする旨の確認がありました。また、委員名簿の取り扱いについてですが、公表することにより公平な審議や活発な意見交換に支障があると認められますので、一旦、非公開とさせていただきまして、事業者決定後に公開するというところでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【会長】

ありがとうございます。では、そのように進めてまいりたいと思います。会議運営事項の確認は、これで終了いたします。

【会長】

本日の傍聴者は、いらっしゃいますか。

【事務局】

本日は、傍聴者はおられません。

【会長】

それでは、本日はおられないということですので、案件の審議に入りたいと思います。まず、案件①の「枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集要項（案）について」、事務局の御説明をお願いいたします。なお、より審議を深めるために、資料説明を一括で行うのではなくて、区切りのよいところまで御説明いただいて、その都度、審議ということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【会長】

では、「運営法人募集要項（案）について」の審議を行います。
資料6の募集要項1ページから6ページまでの、御説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

募集要項（案）の御説明をさせていただきますが、その前に、今回、事業者選定いただく地域子育て支援拠点事業「広場さぷり」及び枚方市ファミリーサポートセンターについて、簡単に概要を御説明させていただきますので、まず本日の資料5「広場さぷり及び枚方市ファミリーサポートセンターについて」をご覧くださいませでしょうか。下にカラーの写真が入っている資料でございます。

まず、1の事業実施場所につきましては、枚方市村野西町にあります「サプリ村野」という施設の一部になります。位置的には、資料の裏面に地図を掲載しておりますが、枚方市駅から京阪電車の交野線の沿線ぞいにございまして、村野、星ヶ丘の両駅の中ほどに位置しております。

表面に戻っていただきまして、2の経過になりますが、このサプリ村野という施設は、もと村野小学校の跡地を活用した施設であり、平成12年4月に同小学校を隣接する桜丘、川越の各小学校へ統合いたしました。同9月に、跡地の暫定活用として、子育て世帯やNPO、地域活動の支援等を目的とする枚方市役所村野分館、愛称「サプリ村野」として利用を開始いたしました。

その後、平成17年4月に「広場さぷり」を開設し、当初は市直営の施設として運営をしておりましたが、平成25年度から、サプリ村野のリニューアルオープンにあわせ、「広場さぷり」と「ファミリーサポートセンター事業」を、一体的に社会福祉法人への委託による運営を開始いたしております。

事業者につきましては、これまで3年更新で選定をしておりまして、今年度末で2回目の更新期限を迎えることになるものでございます。

3の事業の概要ですが、(1)の地域子育て支援拠点事業につきましては、地域において乳幼児の親子が相互の交流を行う場所を設置し、自由に遊んでいただくとともに、相談等さまざまな子育て支援を行っていく施設であり、「広場さぷり」のほか、各保育所など、市内計13カ所で実施をしている事業となります。

(2)のファミリーサポートセンター事業につきましては、生後3カ月から12歳までの子どもを対象に、有償ボランティアによる保育所等への送迎や、子どもの預かりなどの援助を必要とする方と、当該援助活動の提供を希望する方とを結びつける事業であり、利用には会員登録が必要となります。

なお、子どもの預かり等につきましては、有償ボランティアである提供会員の自宅等で行いますので、本事業については、後ほど募集要項の中でも詳しい事業内容には触れさせていただきますが、同センターは、直接子育て支援を提供する場ということではなくて、会員同士を結びつける事務所機能を担っていただくということになります。

その下に、参考に写真を添付しておりますが、左手のボールプールや遊具等を備えていますのが「広場さぷり」の写真になり、右側の事務所と窓口を写しておりますのが、ファミリーサポートセンターの写真になります。

大変、駆け足の説明となりましたが、資料5の御説明は以上とさせていただきます。資料6、募集要項の説明に移らせていただきたいと思います。

では、資料6の1ですが、募集の趣旨につきましては、先ほど、資料5でも御説明をいたしました施設の概要や経過についてを記載しております。今年度末をもって委託期間が満了することに伴い、来年度からの運営法人の募集をするということを記載しております。

2の事業実施場所につきましても、先ほどの御説明のとおりでございます。

3の委託期間につきましては、先ほどの御説明では、これまで3年更新の委託期間としておりましたが、今回、3回目の募集を迎えるにあたりまして、民間法人による運営も一定、ノウハウの蓄積も行われてきたということもありますので、今後も安定的な運営を行っていただくとともに、もし、法人の交代等があった場合にも、円滑な引き継ぎをしていただけるということが見込めること、また、本市で行っている指定管理者制度につきましても、公募によるものは5年更新というのが一般的となっておりますので、そういったこともふまえて、今回、委託期間を平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間としたいと考えております。

4の委託事業の実施方法ですが、本事業は、市と運営法人の間の委託契約により行うということと、万一の場合の契約解除の取り扱い等について、ここでは記載をしております。

2ページに移りますが、5の委託料になります。

募集にあたりましては、委託料の年額の上限額を募集要項で定めまして、その中で、事業実施ができる計画を御提案いただき、実際の委託料の額につきましては、法人決定後に、法人からの見積もりを徴した上で決定することといたしております。

なお、委託料の上限としましては、2,034万3,000円とする予定でございます。この額は、3年前の公募の際の金額に、本事業で活用しております国の子ども子育て支援交付金という交付金があるのですけれども、この間、補助単価の見直し等もありまして上昇している分がありますので、そういったこの3年間の国の単価の上昇分と、また、前回3年前の公募時点ではなかった一部新規事業といえますか、追加の事業を今回含めているものがございまして、そこに必要な額としまして、事務局において積算した金額を算定しております。

また、その追加になった事業等につきましては、後ほど、事業の中で説明をさせていただきます。

なお、過去の委託契約では、委託料については、当初契約額で3年間据え置きとなっておりますが、

今回、委託期間を5年に見直すということともあわせて、より安定した事業運営に資するため、毎年度、国の補助単価の上昇等を踏まえた委託料の変更契約ができるよう、募集要項に記載をしているものがございます。

続いて、6番の事業実施日及び事業実施時間につきましては、次の7番に事業仕様と書いておりますが、後ほど、この事業の仕様書（案）を募集要項の後ろに添付しており、そちらで、事業の内容と含めて御説明をさせていただきたいと思っておりますので、この6番、7番につきましては、一旦、省略をさせていただきます。

3ページに移っていただきまして、8番の募集資格及び条件になります。基本的には、これまでの応募条件を踏襲した内容となっておりますが、(1)の①では、過去2年間、児童福祉施設の運営実績がある法人となっておりますが、前回の募集では、社会福祉法人に限定をしておりましたものを、今回は、幼保連携型認定こども園を運営する学校法人につきましても、市内に2年以上の実績をもつ対象施設が出てきておりますことから、今回から新たに対象としております。

その他、②、③では、過去2年間に市内で子育て支援事業の実績を有する社会福祉法人、NPO法人というところは、変更はございません。

(2)以降につきましては、それぞれ御参照いただければと思います。

次に、9番以降は、募集にあたっての事務的な項目となります。9番では、募集要項等の申込書類の配布期間を、11月29日から来年の1月10日までとする予定でございます。本日、11月5日の会議から少し期間があいてからの配布開始ということになりますが、あわせて、12月号の「広報ひらかた」でも周知を行う予定としておりますので、広報の配布スケジュールに合わせて、募集要項等の配布を開始したいと考えております。

今後のスケジュールにつきましては、本日の会議の最後に資料10番でスケジュールをつけておりますので、また後ほど御説明をさせていただきますので、大変恐縮ですが、4ページの13番までの御説明は、ここでは省略させていただきたいと思っております。

続きまして、募集要項4ページの一番下の14番、選定及び決定等についてご覧いただけますでしょうか。5ページにまたがりましても、(2)では、選定はこの後案件②で御審議いただく予定になりますが、別に定める選定基準に基づき、応募法人から提出された書類を審査の上、書類審査とプレゼンテーション審査により行い、最も評価の高い法人を選定することとします。

次の(3)ですが、応募法人がもし1法人の場合には、審査会で定める基準を満たしていることが確認できれば、運営法人として選定するということといたします。選定結果につきましては、決定後速やかに本市ホームページ等でも公表を行ってまいります。

続きまして、次の15番では、運営法人決定後の諸注意について、6ページ16番では、応募における失格事項等について定めておりますので、お手数ですが、また御確認いただければと思います。

大変長い説明になりましたが、一旦、ここで説明を区切らせていただきたいと思います。

【会長】

それでは、今までのところで、皆様の御意見、御質問等がおありでしょうか。

【委員】

2ページの5. 委託料のところ、追加事業があるとおっしゃいましたが、どういう事業なのですか。

【事務局】

後で御説明するのですけれども、この平成30年の1月から2歳未満の乳幼児を育てている方を対象に、ファミリーサポートセンターの無料体験事業というのを開始しております。これは、そういった小さい子どもを育てている方を対象に、1時間無料体験ができるチケット5枚つづりを交付し、合計5時間までのサポートを無料で体験していただくという内容であります。現在につきましては、今、行っている事業者に別途契約という形でしていただいているのですが、今回、契約更新にあたり、本体契約の中に含めるよう仕様書に盛り込んだものでございます。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

ほかは、いかがでしょうか。

【委員】

5ページの15の(5)設備、備品についてですけれども。具体的にはどういうものがある状況なのか。

【事務局】

あるものは、ボールプールとかの大きな遊具などや、あるいは事務所にある机ですとか、ロッカーであるとか、そういった什器類なんかはもともと市が直営で行っていたときにあったものを、当初、委託を受けた法人に引き継ぎまして、そのまま使っていただいております。

【委員】

わかりました。

【会長】

また、後ほどでも御質問、御意見等をいただけたらと思いますので、一旦は、進めさせていただけたらと思います。

それでは、続いて、次は7ページからの説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、続きまして、資料6の7ページ「枚方市地域子育て支援拠点事業等運営事業仕様書(案)」について御説明をさせていただきます。

1番では、運営法人と締結する本委託事業の名称を記載しております。

2番では、事業目的を、3番では、一般的事項としまして、法令遵守や関係機関との連携、事業運営についての市への定期的な報告、疑義が生じた場合の協議等について、記載をさせていただいております。

次の4番からは、個別事項といたしまして、広場さぷり、ファミリーサポートセンターの各事業の内容について、個別に記載をさせていただいております。

まず、(1)では、地域子育て支援拠点事業について、後ろの括弧内に(一般型・5日型・地域機能強化型)と書いてございますが、これは、国の子ども・子育て支援交付金の要綱上、今回法人に行っていた事業がどの部分に該当するかということをお知らせしております。

①の開所日数等につきましては、先ほどの説明で省略をさせていただいた分になりますが、まず、開所日数等につきましては、土曜日及び日曜日のいずれか、または、両方を含めて週5日以上、かつ、1日6時間以上開設するということを求めています。あわせて、開所日、時間帯については、子育て親子が利用しやすいよう配慮を求めるものでございます。

御参考までに、現在の広場さぷりにつきましては、日曜、水曜を除く週5日開設で、午前9時30分から16時までの1日6時間30分の開所時間となっております。

次の②の職員配置ですが、業務に従事する職員については、育児、保育に関する相談指導等についての知識、経験があり、地域の子育て資源等の知識に精通したものを2名以上配置し、うち1人は常勤職員とすることといたします。参考としまして、平成29年度における広場さぷりの年間延べ利用者数は、約2万600人となっております。市内の13カ所ある地域子育て支援拠点の中でも突出して利用者の多い施設となっております。

次の③では、地域子育て支援事業の事業内容について記載をしております。これらの事業内容につきましては、国の子ども・子育て支援交付金の要綱などを参考に、本日の参考資料4として添付をしております。枚方市の地域子育て支援拠点事業実施要綱というものを作成しております。その中で事業内容として定めているものでございます。

では、順番に御説明をさせていただきます。

まず、アとしまして、子育て親子の交流の場の提供と交流の促進ですが、子育て親子が気軽にかつ自由に利用できる交流の場を設置し、子育て親子の交流を深める取り組み等を実施することとしております。

御参考に、具体例としまして、現在広場さぷりで取り組まれている内容を申しますと、例えば、「わくわくランド」といった名称で運動遊びやふれあい遊びなどのイベントを定期的で開催したり、クリスマス会などの季節の行事などイベントを行ってまいりまして、参加者同士の交流も深めていただいております。

次に、イとしまして、子育て等に関する相談、援助の実施ですが、子育てに不安や悩みをもっている子育て親子に対する相談、援助等を実施することとしております。これにつきましては、現在も、開所時間内における来所での相談のほか、電話、メールといった方法の相談も受け付けていただいております。

次に、ウとしまして、地域の子育て関連情報の提供では、子育て親子が必要とする身近な地域のさまざまな育児や子育てに関する情報を提供することとしております。

情報提供につきましては、現在も法人からイベント情報などの提供を受けまして、市でも「広報ひらかた」市ホームページなどでの情報発信や、法人独自の広報誌「さぷりだより」などを毎月発行するなどの取り組みをされております。

次に、エとしまして、子育て及び子育て支援に関する講習等の実施では、子育て親子や将来、子育て支援にかかわるスタッフとして活動することを希望する者を対象として、月1回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施することとしております。

現在は、例えば、0歳児と保護者を対象とした「赤ちゃん学講座」といったものの開催や、保護者を対象とした「子育てフォーラム」などを毎月開催されております。

次に、オとしまして、地域支援活動の実施では、1点目が、子育て支援を必要とする家庭等の支援のため、生涯学習市民センター、公園等の公共施設等に出向いて、親子交流や子育てサークルへの援助活動等の地域活動支援事業を実施すること。2点目としまして、地域支援活動の中で、より重点的な支援が必要であると判断される場合には、当該家庭への訪問など、関係機関との連携協力により支援することとしております。一例としましては、現在は、地域の自治会館などに出向いて、「赤ちゃん会」等のイベントなどを定期的で開催しているといった取り組みがされております。

次に、カとしまして、地域子育て支援会議の設置及び運営では、地域における子育て支援を推進するため、子育てにかかる関係機関や地域のボランティア等と連携した会議を設置し、地域における子育て支援の推進方針や取り組みについて検討することとしております。

これも、一例としまして、現在では、近隣の保育園や民生委員児童委員、市の保健センターなどの関係機関と連携し、定期的に連絡会議などを開催されております。

最後に、キとしまして、地域機能強化活動の実施では、地域の実情に応じて、地域全体での子育て親子の育ちを支援するため、次に掲げるもののいずれかを一月に2回以上実施することとしまして、以下に黒丸で4項目を記載しております。これも一例としましては、現在、実施されておりますのは、保護者がつくる子育てサークルなどの支援でありますとか、サプリ村野の施設内で活動されている他の団体等と協力しまして、世代間交流といった取り組みを実際行っております。事業内容につきましては、これらの取り組みを実施することを求めていくこととしております。

次に、④の参加料の徴収のところになりますますが、事業の参加料は原則無料とすることとしますが、材料費等の実費については、利用者から徴収することも可能としております。

ここまでで、一旦、説明を区切らせていただきたいと思います。

【会長】

では、募集要項の仕様書のうち、今説明していただいた地域子育て支援拠点事業に関するところで、何か御質問、御意見等がありますでしょうか。

【会長】

参考までに教えていただけたらと思うのですが、先ほどお話があったように、利用者が延べで2万人を超えて、突出して多いというお話が出ましたが、何かその理由や、こういう部分で多いという特徴みたいなものはあるのでしょうか。

【事務局】

いろいろな取り組みを活発にしているというのがあると思うのですが、あとは、駐車場も割と広い施設になりますので、近隣の方はもちろんですが、少し遠方の方も車で来られる方が多いと、運営法人から聞いております。そういったことがあるのかなと思います。

【会長】

ありがとうございます。

【委員】

募集要項のところ少し戻らせていただいて、委託料のところなのですが、運営法人を選定後に見積書をもらうということを書いてあるのですが、これは見積もりを先にもらっていて、この金額でこの質の仕事ができるのだという判断はしなくてもいいのでしょうか。

【事務局】

募集要項の中では、あくまでも上限額を設定させていただいています。その中でどういう事業をやっていたらいいのかというのは、もちろん法人の中ではこの2,030万円の中でできるものをとすることは十分確認いただいた上で御提案をいただきまして。

【委員】

例えば、同じことをしてくれるのに、1,600万円の人と1,800万円の人があったとしたら、設定後では遅いのかなと思って、少し御質問をしたのですけれども。

【事務局】

安くできる法人、高くできる法人というのはあるとは思うのですけれども。価格競争ということではなくて、選定の中では、事業内容を見ていただいて選んでいただきたいというところがあります。金額が安いけれども、中身がもう一つだということではちょっと困りますので。

【委員】

もちろん、そうなのですけれども。選定基準の中に入っているべきなのかなと思ったものですから質問させていただきました。ちょっと興味があったものですから。

【委員】

4. 個別事項のところなのですけれども。開所日数が土曜日及び日曜日のいずれかを入れて週5日以上となっておりますよね。5日以上ということは、5日以上やってもいいということなのでしょうか。

【事務局】

そうです。例えば、週6日やっていただけるという御提案があれば、それはもちろんかまいません。

【会長】

それでは、一旦はここで区切らせていただいて。募集要項の残りの部分について、御説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、続きまして、資料6の9ページの中ほどからですが、(2)のファミリーサポートセンター事業の事業内容から御説明をさせていただきます。

①の開所日数等につきましては、こちらも土曜日、日曜日のいずれかまたは両方を含め、週5日以上。かつ、1日7時間以上開設することを求めています。

あわせて、開所日、時間帯については、利用者の利便性も配慮しまして、できるだけ広場さぶりの開設時間に合わせる等の配慮も求めています。

参考までに、現在のファミリーサポートセンターは、開所日につきましては、広場さぶりと同じ、日曜、水曜を除く週5日で、開所時間が9時30分から17時までの1日7時間30分の開所としております。

②の職員配置についてですが。センターには、保育士資格や子育てに関する豊富な知識や経験を有するアドバイザーを配置することとしております。その下に、参考に、平成29年度における登録会員数や活動実績を掲載しておりますので御参照いただけたらと思います。

続きまして、その下③の事業内容ですが。次のアからケまでに掲げる事業を全て実施することを求めています。

まず、アの、会員の募集、登録その他の会員組織運営業務としましては、会員の募集のため、本事業の周知を積極的に行うとともに、会員の登録に関しては、1年ごとに更新・整理を行うこととしております。

次に、イの相互援助活動の調整業務としまして、依頼会員のニーズに応えられるよう、適切、かつ、きめ細かなコーディネートを行うこととしております。

次のページに移りまして、ウですが、会員に対して相互援助に必要な知識を付与するために行う講習会関係業務として、円滑な援助活動を行うために必要な知識を得てもらうための講習を実施すること。特に、子供の発達や預かり中の子供の安全対策等について理解を深める内容の充実をはかることとしております。

こちらにつきましては、援助を行う提供会員を対象に、毎年度テーマを設定して研修の機会なども設けていただいているとともに、提供会員の登録時には、養成講座としまして必要な知識等について講習なども行っております。

次に、エの会員の交流を深め、情報交換の場を提供するための交流会開催業務としまして、交流会等の実施に当たっては、会員同士の交流を深め、情報交換や研修の場として多くの会員が参加できるよう努めることとしております。先ほどの研修の機会などに合わせて会員同士の交流もはかられております。

次に、オの関係機関との連絡調整業務ですが、関係機関との連絡調整を行い、円滑な事業運営を行うこととしております。

続きまして、カのファミリーサポートセンター業務に関する広報業務について、全会員に情報提供を行うよう努めるとともに、本事業について広く市民に広報を行うこととしております。定期的に「ファミサポ便り」を発行して、会員への郵送による配布や、ファミリーサポートセンター事業の周知のためのチラシを作成し、窓口で配布をするなどの取り組みを行っていただいております。

次に、キの無料体験事業に関する業務ですが、この項目につきまして、先ほども御質問がありましたけれども、前回の募集時にはなかった項目でございます。

特に、育児に目が離せず、体力的にも負担の大きい2歳未満の乳幼児の保護者を対象に、申請によりファミリーサポートセンターの無料体験を行ってもらい、同事業を知っていただくとともに、リフレッシュ等にもつなげていただくことを目的に、平成30年1月から新たに実施をしている事業でございます。

追加の事業となることから、現在は、委託法人と別途随意契約になっておりますが、今回の更新に合わせて、本体の委託契約に含めていくものでございます。

次に、クの依頼会員出張登録会に関する業務につきましても、無料体験の実施に合わせてこの1月から開始したのですが、遠方の方などで乳幼児を連れて利用登録にサプリ村野まで行けないという方のために、サプリ村野以外の市内の公共施設等における会員登録の機会を、毎月2カ所以上で開催することを求めているものでございます。

最後に、ケとしまして、前各号に掲げるもののほか、事業も目的を達成するために必要な業務を行うこととしております。

ファミリーサポートセンターの業務内容につきましては、以上でございます。

次に、④の援助活動の報酬等の基準につきましては、仕様書の末尾、資料14ページに添付をしておりますので、少し御覧いただけたらと思うのですが、

この中で、援助につきまして、これにつきましては、ファミリーサポートセンターは有償ボランティアという位置づけになっておりますので、援助を依頼する依頼会員から援助を提供する提供会員に利用料として報酬が発生します。その額につきましては、平日の日中でしたら、1時間で800円というのが基本となります。休日や夜間等の時間帯でしたら、900円といった形で、若干額が変わってくるということになります。

なお、サポートするに当たっての交通費ですとか、食事代、おむつ代などは別途依頼会員が実費を負担することとなっております。

それでは、資料に戻っていただきまして、資料の10ページになりますが。⑤の補償保険のへの加入では、援助活動中に発生した事故等に対応するため、保険に加入することを求めているものでございます。

⑥の業務システムの貸与では、業務に使用するパソコンを市から貸与するということを記載しております。

仕様書の以下の部分につきましては、事業者決定後の市への報告や、個人情報の保護について。また、施設運営に関する留意事項などについて定めた内容となっておりますので、恐縮ですけれども、また御確認をいただければと思います。

大変長くなりましたが、御募集要項の御説明は以上とさせていただきます。

【会長】

ただいま、ファミリーサポートセンター事業の内容について御説明がありました。これについて、御意見や御質問のある方はおられますでしょうか。また、今までのところで、募集要項全体について何かありましたらお願いしたいと思います。

【委員】

補償保険の加入なのですからけれども、これは個人払いになるのですか、それとも事業から出すということになるのですか。

【事務局】

それは事業費から出させていただくものになります。こういったファミリーサポートセンター向けの保険というのがありますので。

【委員】

ちなみに、過去に使った例はありましたか。

【事務局】

事務局で把握している限りでは、使った例はないかと思えます。

【委員】

補償保険の加入は、ファミリーサポートセンターだけですか。拠点事業のほうは、特に関係ないですか。

【事務局】

申し訳ありません。私が説明を省略してしまったところなのですが、13ページの13番、留意事項の(2)に、運営法人は、実施施設及び事業実施上の過失により損害を与えた場合の保険に加入するということを記載しております。

【委員】

はい。わかりました。

【委員】

報酬のところ、早朝、深夜とあるのですけれども、これは通常よく言われている夜10時から朝5時

までみたいな、そんなイメージになるのですか。

【事務局】

昼間の時間帯というのが午前7時から午後8時までということになりますので、夜間でしたら、午後8時以降の時間ということになります。

【委員】

深夜はどうですか。

【事務局】

深夜という書き方になっておりますけれども、午後8時以降の時間帯ということです。

【委員】

これは、運営でどういうケースが想定されるのでしょうか。

【事務局】

具体的にある例としましては、例えば、夜勤等をされている方等が、深夜というよりは時間をまたいで午後8時を過ぎるとか、朝7時前からまたいでの送迎であるとか預かりというのが、事例としてはあるということです。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

それでは、続いて、事務局から資料7「枚方市地域子育て支援拠点等運営法人募集に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（案）」の御説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、本募集要項に基づく提出書類等の御説明をさせていただきますので、資料7を御覧ください。

応募法人から提出を求める書類といたしましては、ここに記載の1番から15番までの項目がございます。様式の1から8までと書いてあるものにつきましては、それぞれの内容について所定の様式に記入の上、提出をいただくもの。

また、9番から15番までは、法人で作成されている経理書類等の書類について御提出をいただくものとなっております。

各様式につきましては、先ほど御説明させていただきました募集要項で求める内容等につきまして、法人の考え方などを記載していただくものとなっておりますが、ここに書いております様式8につきましては、提案内容概要書といたしまして、様式1から7までに記載の各内容ですとか、各添付書類で確認する内容について、項目ごとに簡潔にまとめた様式となっております。書類審査のときに、この様式を見ていただければ、まず各評価項目の概要が確認できるといった様式となっております。

資料7の2番以降につきましては、プレゼンテーションや書類の提出方法等、先ほどの募集要項と同様の内容が記載されておりますので、御説明は省略させていただきます。

提出書類については、次回の審査会でも、書類審査の前に選定基準等と合わせて改めて御説明をさせていただきますので、大変簡単ですが、資料7の提出書類等の御説明は以上とさせていただきます。

【会長】

それでは、御意見、御質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

【会長】

それでは、今までのところが案件①にあたるかと思いますが、これまでのところで、何か今までのことを通して何か御意見、御質問等がありますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、今回いただきました御意見、御質問等では、大幅な修正意見はなかったと思いますので、皆様からいただきました御質問、御意見等を踏まえて、今後事務局で資料の修正、あるいは、確認等を行っていただけたらと思います。

今後の手続を円滑に行うため、もし資料の修正等があれば、事務局との調整は会長である私に御一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声)

【会長】

ありがとうございます。また、修正後の資料は、後ほど事務局から、もし修正があった場合には、また皆様方に情報提供をさせていただきます。そういうことで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【会長】

ありがとうございます。それでは、事務局と調整して、作業を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

次に、案件②の「枚方市子育て支援事業運営者選定審査会選考基準（案）と選考方法について」のうち、選定基準（案）について、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、選定基準（案）についての御説明をさせていただきます。資料8を御覧ください

表の一番上には各項目の名称が記載されておりますが、右から2番目の一番幅の広い部分、「確認する内容」と書いている欄につきましては、先ほど御確認いただきました募集要項の内容を細分して記載をしているものとなっております。

選定基準といたしまして、募集要項の各内容を大きな事項としまして、「1、応募法人の経営等に関する事項」から、裏面になりますけれども、裏面の一番上「3、ファミリーサポートセンター事業に関する事項」までの3項目に整理をいたしまして、このくくりの中に、それぞれ募集要項の内容に応じた確認事項を設けております。この確認事項につきましては、裏面の最後ですけれども、見ていただければ全部で35項目ございまして、左端に1から35までの通し番号をつけております。

表面に戻っていただきまして、左から2番目の列ですけれども、見出しに「募集要項」と書いておりますが、先ほど御説明しました募集要項の中で、関連する項目の番号を示しております。例えば、番号の3番

を御覧いただきますと、「過去3年間の経営状態が安定しているか」という内容がございまして、この2番目の列です。募集要項のところを見ていただきますと、8の(3)となっております。

それでは、大変お手数ですが、資料6の募集要項をもう一度見ていただきまして、募集要項の3ページを見ていただけますでしょうか。

3ページ一番上に、8の応募資格及び条件というところがございまして。募集要項の3ページでございまして。(3)を見ていただきますと、「事業を実施するために必要な経営基盤を有している者」となっております。この欄は、選定基準と募集要項とを見比べていただくときの目次として使っていただく欄となっております。確認ができるようになっております。

続きまして、左から3番目の欄ですが、これは確認書類等と書いておりますが、確認していただく内容が、先ほど資料7で簡単な御説明でしたが、提出書類がありました。その中で、どの書類、どの様式に示されているのかというのを表示している部分になります。これも、先ほどの例と同じく、3番目の項目を見ていただきますと、様式7、また提出書類の10から12と書いておりますが、様式7というのが、財産目録となります。また、添付資料の10から12とありますが、過去3年間の決算関係の書類ですとか、予算関係の書類といった経理関係の書類を示してございまして、こういった書類を確認することで、3年間の経営状態が確認できるということを示されております。

先ほど御説明をさせていただきました資料7の提出様式の各様式にも、左端にある要求事項の番号ですね、1から35までの通し番号と同じ番号が、様式7の各項目にもつけておりますので、実際に、書類審査をしていただくときに、どの様式に法人の考えが記載されているかというのを探すときの目安として活用いただきたいと思います。

最後に、一番右の配点の欄ですが、配点につきましては、原則各項目2点、1点、0点を基準に採点をしていただきます。

次に、資料8の裏面の一番下の囲みの部分です。「採点にかかる注意事項」と書いてありますが、そちらを御覧ください。

採点に当たりまして、各項目について募集要項に記載する要求事項を満たしている場合は、1点といたします。要求事項を実施していない、もしくは、基準を下回ると判断される場合は、0点。要求事項を満たした上で、実施可能かつすぐれた提案や工夫があると認められる場合には、2点をつけていただくこととなります。

また項目の3番、6番につきましては、配点を2倍としております。済みません、番号4、5と書いておりますが、項目の3番の「過去3年間の経営状態が安定しているか」というところと、6番の「職員の育成や研修の実施に積極的に取り組んでいるか」というところが、配点のところには括弧して×2と書いてございまして、この2項目については、配点を2倍としております。

これは、今回、応募対象としまして、社会福祉法人のほか、NPO法人等も対象としておりますので、より安定した事業運営ができるものを事業主に選定したいというところから、経営状態についての評価をより重視するというので、こういった配点にしております。

また、各事業における職員配置について、保育士などの有資格者の配置ということが必ずしも求められていないものもございまして、そういった事業の質の向上のためにも、人材育成等の取り組みを重視するという観点から、こういった項目の評価を上げるような取り扱いをしております。

また、この選定基準の中には、1点のみを記している項目がございまして。例えば、1番などは、1点を書いてあって、ゼロ点と2点のところにはハイフンで示しているというところがありますが、これは、必須事項として考えてございまして、単純に、○か×かで評価できる項目でありまして、必ず実施をしていただかないといけない項目ということで設定をしております。実施をしているということが確認でき

ば、1点の評価がつくという項目になります。

全ての項目につきましては、募集要項に定める基準を満たすという1点が基準点となりまして、資料8の選定基準では、各項目、真ん中の1点のところに網掛けで示しております。

もう一度、裏面に戻っていただきまして、裏面の囲みの中の中ほどです。四角があって、「配点について」というところを御覧ください。配点についてですが、全ての項目で最高点をとった場合の満点というのは68点満点になります。これが、100%の点数ということになります。

次に、その下の行ですけれども、各項目が全て1点と先ほど申しました基準点を満たしている場合には、合計で37点となります。各委員の採点がこの点を上回っていれば、最低限ですが市が求める基準を満たしていると判断できることとなりますので、これを、最終合否を判定するための基準点となるということで位置づけております。

資料8の選定基準についての御説明は、以上でございます。

【会長】

それでは、案件②「選定基準(案)」について、御意見、御質問等ないでしょうか。

【委員】

NPO法人さんが手をあげてくる可能性というのは、結構あるのでしょうか。

【事務局】

過去2回では、実際にあげてこられた例はないのですが、該当するNPO法人というのは市内に何法人かあるということは確認しております。

【委員】

2年以上とかという要件を満たしておられるところは結構あるのでしょうか。

【事務局】

そうですね。

【委員】

規模的なものもありますけれども。

【事務局】

そうですね、そういう規模的なこともありますけれども、NPO法人として登録されている内容に、どういう分野の取り組みをされているかという項目の中で、子供の健全育成をはかる活動という項目があるので、そういった項目で活動をしているということで登録をされている団体というのは、大体30団体ほどあるとは聞いております。

ただ、実際に行っている事業の内容が、今回募集している事業に合致するかどうか、おっしゃっていただいたような法人の規模とかもありますので、手をあげる可能性がある法人というと、かなり少なくなるかとは思いますが。

【委員】

募集要項のところ、本部会計とか施設会計とか、社会福祉法人の会計に合わせたような書き方がしてあるなという気がしたので。

補助金だとかがたくさんあるような法人と、片やNPO法人ではちょっと土俵が違うじゃないですか。両者をどういうふうに比較するかを何か考えておかないといけないかと思ったものですから。ほぼほぼなさそうな感じですかね。

【事務局】

恐らく可能性はかなり低いかと。

【委員】

可能性としてはということですよ。わかりました。

【会長】

それでは、一旦、先へ進めさせていただけたらと思います。

次に、選定方法について、事務局から御説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、選定方法について御説明をさせていただきます。資料9番「選定審査の手順について（案）」を御覧いただけますでしょうか。

選定審査の手順としましては、こちらに記載の大きく4つの段階に分けておりまして、1つ目が書類審査、2つ目の段階がプレゼンテーション、3つ目が運営法人の選定、最後に、審査結果や附帯意見を報告書にまとめていただくという段階になります。

それでは、1つ目の書類審査の欄を御覧いただきたいと思います。

これは、応募のあった法人の提出書類について、まず、事務局から概要を説明させていただきます。

次の段階としまして、選定審査の仮審査としまして、各法人の提出書類を「選定基準」に基づき、「選定審査表」（仮審査用）というものを御用意させていただきますので、そちらに記入をしていただきます。形としましては、資料8の選定基準の横に配点の欄があって、そこに丸をしていただくという形になります。

その採点の途中で不明な点等がございましたら、適宜御質問等をしていただき、専門分野の委員や事務局から意見や見解を述べさせていただきたいと思っております。

そこで、一旦、各委員の採点が終わりましたら、選定審査集計表（仮集計）の段階になりまして、各委員の採点を事務局で一旦お預かりさせていただきます。お名前を伏せた状態で仮集計を行い、委員の皆様に配付をさせていただきます。

例として、次のページにA3の書類でつけておりますが、こちらを御覧いただけますでしょうか。

これが仮集計の例になりますけれども、縦長の右上のところに、アルファベットでA、B、C、D、Eと記載しておりますが、これが5名の委員をあらわしております。この例では、甲、乙という2つの法人から応募があったと仮定しまして、各委員の採点を、それぞれ点数を集約した表となっております。

表の一番右には、採点の集計結果の合計を設けておりまして、採点する項目数が多いですけれども、一番下に総合計が書いております。

採点内容につきましては、後ほど御説明させていただきますので、今は皆様に配布する仮集計のイメージとして、こういったものを見ながら確認をしていただくとおっしゃっていただければと思います。

皆様には、こういった集計表をもとに、疑問やお気づきの点などがございましたら意見交換を行っていただきまして、必要があれば、その時点で御自身の採点を修正していただくことが可能となっております。

では、資料9の手順の表に戻っていただいでよろしいでしょうか。

続きまして、2番のプレゼンテーションについてになります。

まず、はじめに法人にプレゼンテーションを行っていただきまして、その後、質疑応答の時間を設ける予定にしております。質疑応答が終わりまして、法人の退室後にプレゼンテーションの各項目について、「選定審査表」の仮審査表に採点を行っていただきますが、プレゼンテーションの中で、書類審査時に確認できなかったことや、質疑応答の中で評価が変わったということがあれば、そういった点についても合わせて修正をしていただければと考えております。

プレゼンテーション後は、再度、書類審査、先ほどと同様に事務局で仮集計を行いまして、その結果をもとに、再び各委員の皆様で再度意見交換をしていただきまして、その後、運営法人の選考の3番の段階に移ってまいります。

この段階では、法人の最終選考ということで、「選定審査表」、今度は（本審査用）というものを配布させていただきますまして、こちらに最終的な採点をしていただき、事務局で選定審査の集計を行います。仮審査でまとめた「選定審査集計表」と同様に、本審査の結果を集計表にまとめたものを作成し、各委員に配布させていただきます、その結果をもとに法人を最終的に決定するというわけですが、その方法としまして、「選定審査集計表」に基づき、こちらに記載の①から③の3つの条件を満たしていることを確認して、法人を決定していくこととなります。

①としまして、先ほどの資料8のところでも御説明しましたが、基準点、審査項目全てが1点であった場合の37点という基準点を御説明させていただきましたが、出席委員数×37点を満たしていること。委員が5人全員出席の場合でいきますと、合計点が185点以上の場合ということになります。

②としまして、各委員の総合計を集計した結果、総合計が最も高い法人。下に2つの事例を書いておりますが、ケース1、ケース2という例ですが、ケース1を御覧いただきますと、この場合は、甲、乙という2法人の応募があった場合で、総合計が横に括弧で書いておりますが、甲法人が（260点）、乙法人が（240点）の場合としますと、この場合、甲法人の総合計がより高いということになります。

次に③としまして、委員ごとの総合計を比較し、最も多くの委員の合計点が高い法人、高い場合ということになります。これも、先ほどのケース1を見ていただきますと、甲法人に高い点をつけた委員が5人中3人、乙法人に高い点数をつけた委員が5人中2人という場合をこちらでは記載しております。

同様に、下のケース2を見ていただきますと、これは、甲乙丙という3法人が応募したという場合の例なのですが、この場合も、合計点で見ますと、甲法人が（250点）、乙が（240点）、丙が（230点）ということで、甲法人が一番高い②の条件を満たす法人ということになります。

また、委員数につきましても、甲法人に最も高い点数をつけた委員が3人、乙、丙がそれぞれ1人の委員が最も高い評価をしたということになりまして、この場合でいくと、甲法人が③でいう基準を満たしているということになります。

ただし、合計点が同点となった委員がおられましたら、この場合は②の条件に照らしまして、総合計が最も高い法人。この場合でしたら、甲法人を選んだということで人数上、集計をさせていただきたいと思っております。

また、例えば、万が一、1名の委員が採点を欠席されまして、2人対2人の同点となった場合ということがもしありましたら、これも②の基準に照らしまして、各委員の合計点が最も高い甲法人が選ばれたものとみなしたいと思います。

なぜ、このような複雑な手順を行うかということなのですが、先ほど御覧いただきました2ペー

ジ目の記入例をもう一度御覧いただきよろしいでしょうか。

この資料の中では、先ほども申しましたように、例として2法人の応募があり、5人の委員で採点をしていただいた結果の集計ということになります。この表の一番右下の総合計のところを御覧いただきたいのですけれども、甲法人が(211点)、乙法人が(249点)となっております、合計点の最も高い法人といいますと乙法人になります。

一方で、その左側に、A、B、C、D、Eという各委員の合計点を書いている欄がありますが、見ていただきますと、A、B、C、Dの4人は甲法人が高いとしておりまして、E委員一人が乙法人が高いということになっておりますけれども、こういった甲が6点、乙が68点という極端な採点をされますと、お一人の委員の採点に全体の結果が左右されるということも理論上はあり得るということをお知らせしております、実際には、意図的にこのような極端な採点がされるということはありませんが、例えば、委員同士で評価目線にばらつきがあった場合には、各委員の点数に大きな差が出て、こういったことになるということも考えられるために、こういった形で法人決定をするということは避けたいと考えておりますので、意見交換等を通じて、委員の皆様の採点の目線合わせをしていただく中で選んでいただきたいと考えております。

もう一度、資料9の審査手順の資料にお戻りいただきたいと思っております。

そのために、仮審査後の意見交換の段階などで、こういったことが起こらないように皆様で意見交換を行っていただき、採点基準などの認識を共有いただきまして、目線あわせ等もしていただければというふうに考えております。

ですから、実際には、本審査の段階では、ほとんどの場合3つの条件を満たすことになってくると思っておりますので、あくまで、万一の場合に備えてこのような方法を御提案させていただいているとお考えいただけましたらと思います。

そして、資料最後の4番の報告書の段階ですが、決定した内容につきまして、審査結果や附帯意見を報告書にまとめ、市長に答申として提出をいただくこととなります。

大変簡単ですけれども、以上で、選定方法についての御説明を終わらせていただきます。

【会長】

ただいま、案件②のうち選考方法について御説明をいただきました。何か、御意見、御質問等はありませんでしょうか。

【委員】

ある程度、やってみないとわからないですね。

【会長】

そうですね。当日、恐らくそのあたりも確認しながら、我々同士で確認しながら進めてということになるろうかと思っておりますし、一旦はよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【会長】

ありがとうございます。それでは、案件②については、おおむね事務局案で了承されたかと思っております。選考基準、それから、選考方法については、事務局案としたいと思っております。

【会長】

それでは、事務局から、選定に関わることで、そのほか何かありますでしょうか。

【事務局】

事務局から1点、御提案がございます。

次回、第2回の審査会で選定を行っていただく際に、公平性の観点から、もし委員の中で応募法人の代表者、理事の血縁の方、または、その法人が運営している保育園等の関係者の方がおられる場合には、利害関係者としてお申し出いただき、審査を御辞退いただくのが適当ではないかと考えております。

この点につきましては、公募に先駆けて御確認をいただく必要があるのではないかと考え、御提案をさせていただきます。

【会長】

ただいま、事務局から提案がありましたが、現時点では、まだどの法人から応募があるのか全くわからない状態ではありますが、公募前に公平性の観点から、事務局からの説明のあった事態が生じた場合の対応をはっきりさせておくということです。皆様、事務局の説明どおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

【会長】

ありがとうございます。それでは、そのようなことが生じるかは現時点では全くわかりませんが、まずは、応募法人の関係の方につきましては、採点を御辞退いただくということでお願いいたします。

以上で、選考方法については、おおむね事務局案で了承されたかと思えます。

それでは、事務局から、法人決定までの「今後のスケジュール(案)」について御報告をお願いいたします。

【事務局】

それでは、法人決定までのスケジュールについて御報告いたします。

資料10の「今後のスケジュール(案)」を御覧ください。

今後、募集要項等の最終調整を行いまして、11月29日から応募書類の配付を開始し、年末年始をまたぎまして、1月10日に応募申請を締め切ります。その後、速やかに第2回の選定審査会を開催させていただきます。審査を行っていただきたいと考えております。

この資料の中では、あくまでも想定としてですが、1月25日に第2回選定審査会とお示しさせていただいておりますが、できましたら、この場で各委員の日程を確認させていただきまして、日程が合わない場合は、真に恐縮ですが、この前後で日程を調整させていただけたらと考えておりますので、よろしくご願ひいたします。

【会長】

それでは、ここで一旦会議を中断いたしまして、日程調整をさせていただけたらと思えます。

(会議中断)

【会長】

それでは、会議を再開したいと思います。

今ほど決定しましたが、事務局から、スケジュールに関しての説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、第2回選定審査会につきましては、2月1日金曜日に開催させていただきます。はじめに、選定審査の手順を再度御確認いただいた後に、書類審査から法人選定までを行っていただきますが、当日の所要時間につきましては、応募法人数によりプレゼンの有無、プレゼンの時間数とも変わってきます。また、申し込みの締め切り1月10日というところと、あと12月7日に現地説明会の受付締め切りというところもスケジュールではあるのですけれども、応募のためには、現地説明会に参加をしていることということも条件に設定しておりますので、まずは、12月7日の時点で、例えば、複数申し込みの可能性はあるのか、1者しかないのかということはある程度目安がわかると思いますので、その時点で、また各委員にも情報提供させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【会長】

事務局から、今後のスケジュールについて御説明がありました。委員の皆様方には、お忙しい中、大変だとは思いますが、お時間をつくっていただきまして、皆様方の御協力をいただきながら次回の審査を行っていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、これで、本日の案件は全て終了したかと思えます。

以上をもちまして、本日の会議を閉会としたいと思います。ありがとうございました。